要覧

公益財団法人 新潟教育会（30年度）

事務局　新潟教育会館

〒951-8104　新潟市中央区西大畑町５９０番地３

Tel 兼 Fax　025-222-2971

URL.　http://kyouikukai.jp

E-mail　事務局　jimu@kyouikukai.jp

研究所　kenkyujo@kyouikukai.jp

公益財団法人新潟教育会

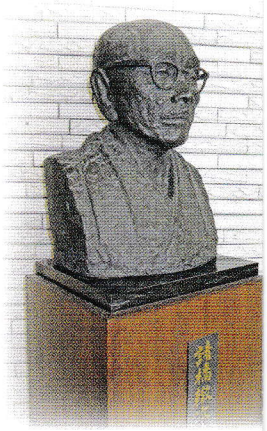

○　新潟教育会は，県から認定された法人であり，公益を目的とし法の適用を受けている公益財団法人である。
○　当法人の目的は，「教育助成や教育相談並びに教育研究などを行い，もって教職員の資質の向上や県民の教育に対する関心を高め，県教育の進展に貢献することを目的とする」と，定款第３条に明記されている。
○　当法人の事業は，教育関係者及び一般県民を対象にしている。
○　予算規模（基本財産　約２億9,000万円）
・収入　約1,300万円（寄付金，預金利息等）
・支出　事業費　約1,000万円　管理費等　約300万円

《事　業

特別支援教育助成

特別支援教育の助成のため，県内特別支援学級及び特別支援学校に毎年助成金を贈ります。
（これまでの助成校数は，363校）

夏季大学講座

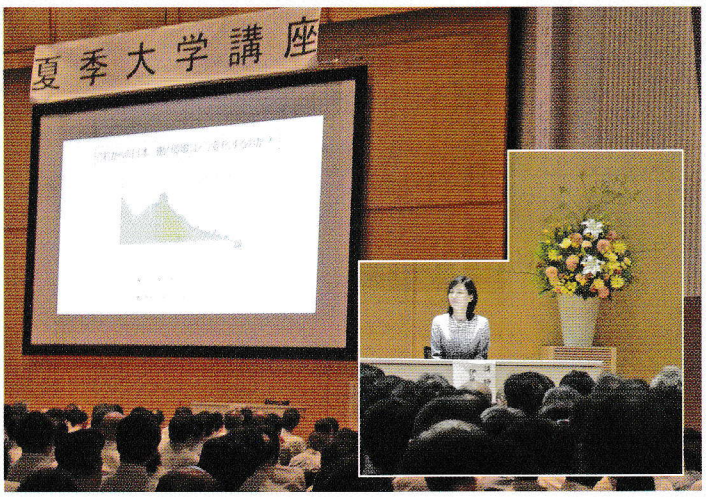

受講者の資質と教養を高めるため，注目される教育問題などを解き明かす公開講座を開催します。
（８月４日，長岡市で開催予定）

教美展（新潟教育会美術展）

美術教育振興のため，日本画・洋画・版画・彫塑・工芸・書道・写真の７部門で，教職員等の作品展を開催します。
（31年１月10日～16日，新潟県民会館で開催予定）

教　育　研　究

学校現場に役立つよう，教育実践研究や調査研究，教育アドバイザー86人による教育相談・教育実践講座などを行います。（相談料は無料）

沿　　革

●文化勲章受章者　諸橋轍次氏や(株)吉池社長　高橋与平氏他，当会の目的に賛同する方々から多くの激励と浄財寄付が寄せられた。
●この多額の寄付財産の①適切な保全と，②活用を図り，③教育振興の諸事業を将来にわたって永続的に行うために，「財団法人新潟教育会」の設立が企画された。
●昭和47年４月１日　新潟県教育委員会から設立の許可を受けた。
●設立当初は，現在地で木造２階建ての一般住宅を改装した新潟教育会館に事務所を置き，教職員研修の推進・特殊教育学級の助成・教育相談活動の事業を始めた。
●昭和52年ごろから会館改築の要請があり，多くの浄財の寄託を受けて工事を着工し，昭和57年12月に現会館を竣工した。
●平成24年６月１日　新潟県の認定を受け，登記を経て「公益財団法人新潟教育会」に移行した。

内　容

教育相談研修会

児童生徒と教師との信頼関係づくりや構成的グループ・エンカウンターによる学級づくりのための２泊３日の研修講座（上・中・初級別）を開催します。
（８月16日～18日開催予定）

教育会報及び教育研究論文集

会報は，年３回程度発行します。
論文集は，隔年で発行します。(第25集は来年度発刊予定)

教育会館の施設利用

相談室・大会議室・和室などを研修や諸会合等のために，お貸しします。(午前９時から午後９時まで。要予約。月曜日は休館)

教育研究資料収集と利用開放

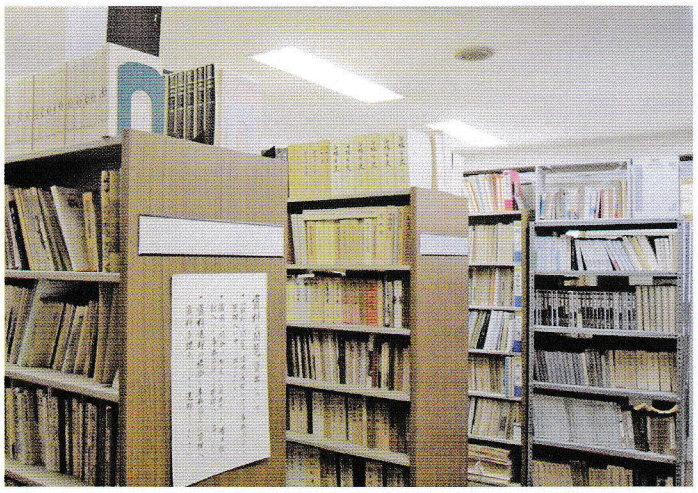

教育研究に役立つよう，貴重な教育資料を収集・整理し活用を図ります。(閲覧・貸し出しは無料)

公益財団法人新潟教育会定款（抄）

第１条　（名　称）
　この法人は，公益財団法人新潟教育会と称する。
第３条　（目　的）
　この法人は，教育助成や教育相談並びに教育研究などを行い，もって教職員の資質の向上や県民の教育に対する関心を高め，県教育の進展に貢献することを目的とする。
第４条　（事　業）
　この法人は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。
(1)　教育活動助成事業
(2)　教育相談事業
(3)　教育研究事業
(4)　教育資料の収集並びに情報発信事業
(5)　教育図書，教育資料の出版事業
(6)　教育文化事業
(7)　教育会館活用事業
(8)　その他，前条の目的を達成するために必要な事業
２　前項の事業は，新潟県内において行うものとする。
第５条　（基本財産）
　基本財産は，この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で決議した財産とする。
第６条　（事業年度）
　この法人の事業年度は，毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。
第10条　（評議員の定数）
　この法人に評議員８名以上15名以内を置く。
第12条　（評議員の任期）
　評議員の任期は，選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
第13条　（評議員に対する報酬）
　評議員は無報酬とする。ただし，評議員としての職務を行うために要する費用は，実費弁償を受けることができる。
第16条　（評議員会の開催）
　評議員会は，定時評議員会として毎年度５月に１回開催するほか，必要がある場合に開催する。
第18条（評議員会の決議）
　評議員会の決議は，決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し，その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず，次の決議は，決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1)　監事の解任
(2)　評議員に対する報酬等の支給の基準
(3)　定款の変更
(4)　基本財産の処分又は除外の承認
(5)　その他法令で定められた事項
第19条　（評議員会の議事録）
　評議員会の議事については，法令で定めるところにより議事録を作成する。
２　議長とその会議で選任された署名人2名は，前項の議事録に署名押印する。
第20条　（役員の設置）
　この法人に次の役員を置く。
(1)　理　事　　５名以上９名以内とする。
(2)　監　事　　３名以内とする。
第21条　（役員の選任）
　理事及び監事は，評議員会の決議によって選任する。
第24条　（役員の任期）
　理事及び監事の任期は，選任後2年以内に終了する事業年度のうち，最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
第26条　（役員の報酬等）
　理事及び監事は，無報酬とする。ただし，その職務を行うために要する費用は，実費弁償を受けることができる。
第27条　（理事会の構成）
　理事会は，全ての理事をもって構成する。
第28条　（理事会の権限）
　理事会は次の職務を行う。
(1)　この法人の業務執行の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　代表理事，職務執行理事の選定及び解職
第30条　（理事会の決議）
　理事会の決議は，決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数が出席し，その過半数をもって行う。
第31条　（理事会の議事録）
　理事会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する。
２　出席した代表理事及び監事は，前項の議事録に署名押印する。
第32条　（定款の変更）
　この定款は，評議員の決議によって変更することができる。
第36条　（公告の方法）
　この法人の公告は，主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

公益財団法人新潟教育会後援会会則（抄）

第１条　（名称・事務所）
　本会は，公益財団法人新潟教育会後援会と称し，事務所を新潟教育会館（新潟市中央区西大畑町590番地3）に置く。
第２条　（目　的）
　本会は，公益財団法人新潟教育会の事業推進活動を後援し，本県教育の振興に資することを目的とする。
第３条　（事　業）
　本会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。
・公益財団法人新潟教育会の事業推進活動の充実向上に必要な財政援助に関する事項
第４条　（組　織）
　本会は，次の者によって組織する。
・上記の目的に賛同する者
第５条　（機　関）
　本会に次の機関を置き，会長が招集する。
１．理事会
２．理事会は，年１回とする。但し，会長が必要と認めたときは，この限りでない。
第６条　（役　員）
　本会に次の役員を置く。
１．会　　長　１名
２．副 会 長　若干名
３．理　　事　８名以上10名以下とする。
４．会計監事　３名
第８条　役員の選出は，次の通りとする。
１．会長，副会長は，理事の中から理事会の互選により選出する。
２．理事は，前年度の理事会で選出する。
３．会計監事は，理事会で選出する。
第10条　（職　員）
　本会の事務を処理するため，事務局長を置く。
１．事務局長の任免は，理事会にはかり，会長がこれを行う。
２．事務局長の職務のために要した費用は，弁償を受けることができる。
第12条　（会計等）
　会費は，１口3,000円（年額）とする。

後援会入会案内

○　いつでも入会できます。
○　入会希望の方は，下記までご連絡ください。
必要書類等を送付いたします。
事務局 025-222-2971
○　会費の納入には所定の振替用紙をご利用ください。
○　会費納入後，会員名簿に登録します。
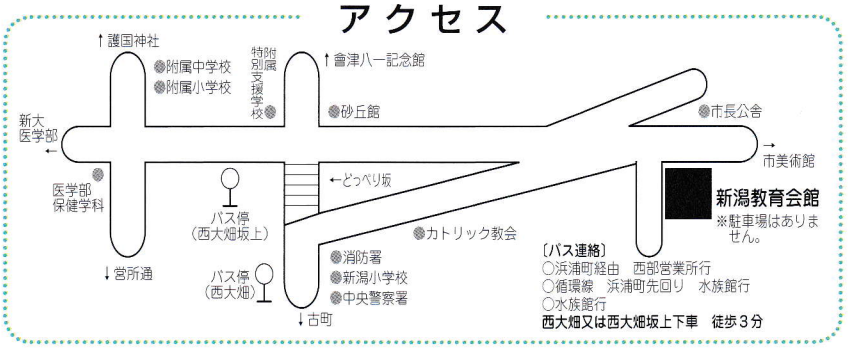
アクセス